各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

←　厚生労働省　介護保険計画課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

第 10 期計画期間に向けた第１号保険料に関する検討について

計４枚（本紙を除く）

Vol.1553

令和８年 11 月 26 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

事　務　連　絡
令和８年 11 月 26 日

各 都道府県
市 町 村 介護保険主管部（局）　御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

第 10 期計画期間に向けた第１号保険料に関する検討について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

各市町村におかれては、第 10 期計画期間（令和９年度から令和 11 年度まで）に向けて、第１号保険料に関する検討を行われているものと承知しています。

今般、第 10 期計画期間に向けた制度見直しに関する議論の状況をはじめ、第１号保険料に関する検討に当たって認識、考慮していただきたい事項等について、これまでにお示ししてきた内容等を下記のとおり整理しましたので、各市町村におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

記

１．制度見直しに関する議論の状況について

第 10 期計画期間に向けた介護保険制度の見直しについては、社会保障審議会介護保険部会（以下「介護保険部会」という。）で議論が行われ、昨年 12 月 25 日に「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下「部会意見書」という。）が取りまとめられました。

第１号保険料負担の在り方については、部会意見書等を踏まえ、現在、介護保険部会等での議論を行っているところです。今後、その結論が得られ次第、可能な限り早期に、施行に必要な情報（法令改正案、条例参考例等）をお示ししたいと考えております。

２．第１号保険料に関する検討に当たっての考慮事項について

（１）見直しの方向性について

介護保険制度の持続可能性を確保するためには、高齢化の進行により、介護費用の総額が増加している中にあっても、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があり、部会意見書においては、「被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当」とされました。また、国会等で、近年の公的年金の支給額の引上げ等に伴い、住民税非課税者の段階

から課税者の段階に上がった際の第１号保険料の引上げ幅が大きいこと等について指摘があります。

このような観点を踏まえ、高所得者の標準乗率の見直し、課税化に伴う上昇緩和を含めた国の定める標準段階（現行は 13 段階）の見直しについて、介護保険部会において議論を行っており、令和８年 11 月 26 日には、第１号保険料の標準段階見直しの方向性（案）および課税化に伴う保険料額の上昇への対応の方向性（案）をお示ししたところです。

これらの方向性については、介護保険部会において引き続き議論を行う予定です。

（２）各市町村における保険料設定に向けた検討について

各市町村が保険料設定に向けた検討を行う際には、制度見直しの方向性を織り込んでいただく必要があります。

これまでも、令和８年７月 15 日の全国介護保険担当課長会議において、部会意見書の方向性を踏まえ、具体的な第 10 期計画期間の保険料段階の設定について、介護保険部会等で議論を行う旨をお示ししました。

市町村においても、介護保険部会等における議論の結論が得られるまでの間は、こうした点を踏まえ、保険料設定に向けた検討を行っていただきたく存じます。

具体的な乗率については、「見える化」システムに掲載している「保険料計算シート」を活用することで、非課税段階を含めた保険料段階の細分化、標準乗率・公費軽減割合・最終乗率の設定を確認することができるため、保険料設定に向けた検討に当たっては、積極的に活用いただきますようお願いいたします。

（３）第２号被保険者負担率について

令和８年７月 15 日の全国介護保険担当課長会議において、本年９月に公表予定の令和７年国政調査の結果に基づき計算することで確定することとしていた第２号被保険者負担率について、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

令和９年度から 11 年度までの第２号被保険者負担率　<u>27％</u>

※ 第１号被保険者の負担率は 23％

（４）準備基金の活用について

介護保険制度については、これまで、物価・賃金に大きな変動がない中で制度運営がなされてきた一方、足下では物価・賃金の動きが顕著になってきており、

・　令和９年度介護報酬改定を待たずに、令和８年度に期中改定が行われ、

・　令和９年度介護報酬改定の基本的な視点においても「物価・賃金の上昇等を介護報酬に適切に反映し、経営の安定を図るとともに、他職種と遜色のない処遇改善を実現」とされており、
経済状況の変化への対応の重要性が高まっているところです。

これまで、毎年度の保険給付に充当されなかった保険料の余剰は、準備基金の積立てや繰越金としての処理に充てられていると認識しておりますが、準備基金の残高と繰越金の合計額が少ない保険者においては、第 10 期計画期間の保険料の設定に当たり、上記の状況を踏まえ余裕を持った保険料設定を検討いただきますようお願いします。

一方で、令和６年度末時点における全国の準備基金の残高は１兆円を超えており、第１号保険料の上昇が続く中で、準備基金の残高と繰越金が過剰とならないよう、これまで以上に考慮することが必要です。このため、特に準備基金の残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第 10 期計画期間の保険料上昇の抑制に充当し、保険料上昇の抑制に留意した保険料設定となるよう、検討いただきますようお願いします。

（５）その他

第 10 期計画期間に向けては、介護給付費財政調整交付金の第 10 期計画期間における措置等について（令和８年８月 24 日介護保険計画課事務連絡）第二でお示ししたとおり、今後介護保険部会における第 10 期計画期間の保険料段階の設定に関する議論に応じて、普通調整交付金の所得段階及び所得段階別加入割合補正係数を決定いたします。

保険料設定に向けた検討に当たっては、「見える化」システムの将来推計機能（第９期計画期間の計算式をもとに、普通調整交付金の補正係数を仮置き）を活用して普通調整交付金の推計を行った上で、当該推計結果もご勘案ください。

その他、第 10 期計画期間に向けた第１号保険料に関する検討に当たっては、本事務連絡の別紙に列記した事務連絡、各種資料等もご参考にしていただきますようお願いいたします。

（別紙）第 10 期計画期間に向けた１号保険料に関する事務連絡等一覧
※第 10 期計画期間に固有の事項（制度見直し等）に関する事務連絡等の一覧

○事務連絡

- 介護給付費財政調整交付金の第 10 期計画期間における措置等について（令和８年８月 24 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
- 地域包括ケア「見える化」システムの 23.0 次リリースについて（お知らせ）（令和８年８月 19 日厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡）
- 地域包括ケア「見える化」システムの 24.0 次リリースについて（お知らせ）（令和８年 10 月２日厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡）

○各種資料等

- 介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年 12 月 25 日社会保障審議会介護保険部会）Ⅳ２．（１号保険料負担の在り方）（Ｐ42、43）
- 経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年７月 21 日閣議決定）第３章．２（全世代型社会保障の構築）（Ｐ27、28）
- 全国介護保険担当課長会議（令和８年７月 15 日）の以下の資料
  - 本体資料１　第 10 期介護保険事業（支援）計画の作成に向けて（Ｐ１～14）
  - 参考資料４－１　地域包括ケア「見える化」システム地域分析に係る新たな機能及び指標のリリースについて
  - 参考資料４－２　地域包括ケア「見える化」システム地域分析に係る新たな機能及び指標のリリースについて①（23.0 次リリース（令和８年７月 31 日予定））
  - 参考資料４－３　地域包括ケア「見える化」システム地域分析に係る新たな機能及び指標のリリースについて②（24.0 次リリース以降（令和８年９月下旬以降））
- 第 136 回社会保障審議会介護保険部会（令和８年９月 18 日）資料１　第１号保険料の在り方について
- 第 139 回社会保障審議会介護保険部会（令和８年 11 月 26 日）資料１　第１号保険料の在り方について